

# 大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅で医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える利用や医療保険適用外となる自宅外での訪問看護サービスを提供することを目的に「大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業」を実施します。

## (1) 対象

以下の全ての要件に該当する医療的ケアを必要とする児童の家族とします。

- ① 大分市内に住所を有すること
- ② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにあること
- ③ 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること
- ④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- ⑤ 訪問看護等により医療的ケアを受けていること

## (2) 実施内容

大分市の委託を受けた訪問看護事業者が、医師の作成する訪問看護指示書に基づき、自宅や自宅外において訪問看護サービスを提供します。

### 【サービスの内容例】

- 医療保険による訪問看護実施後、本事業による訪問看護サービス
- 親戚・友人宅等の外出先で行う訪問看護サービス
- きょうだい児等の行事等により、家族の不在時における自宅での訪問看護サービス

※自宅で利用する場合は、医療保険による訪問看護を優先とします。

※訪問看護事業者が提供できると判断した内容・場所であれば、自宅外でも利用可能。  
ただし、学校、教育・保育施設、障害児通所支援事業所等を除きます。

## (3) 利用可能時間

◆ 医療的ケア児1人につき、年間100時間まで

※サービス提供の算定時間は、1時間単位(30分未満切り捨て、30分以上切り上げ)

## (4) サービス費用

本事業の利用にあたって、利用者の自己負担はありません。

本事業にかかる経費は、大分市からサービスを提供した訪問看護事業者に、以下の金額を利用者の代わりに支払います。

$$\text{金額} = \text{【サービス費用：7,500円（1時間あたり）} \times \text{サービス提供時間】}$$

※サービス費用の他に発生する実費(交通費等)や当日のキャンセル料等については、利用者と訪問看護事業者との定めによるものとします。

## (5) サービス利用の流れ

相談

- 本事業の対象者に該当するか確認してください。
- 現在、利用している訪問看護事業者が、大分市と委託契約を結んでいるか確認してください。

申請

- 以下の①～③の書類を利用している訪問看護事業者を經由して又は、直接大分市障害福祉課へ提出してください。
  - ① 「大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書」
  - ② 医師の訪問看護指示書の写し
  - ③ 現在医療保険等で利用している訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることがわかる書類

利用決定

- 大分市から「大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書」及び「年間利用時間確認表」を送付します。

利用開始

- 決定通知書を確認後、訪問看護事業者と本事業の利用契約を結び、本事業の利用を開始してください。
- 年間利用時間確認表を活用しながら、上限時間を超えないように確認をしてください。

※本事業は、年度ごとに更新が必要であるため、翌年度も継続する場合は、①②を提出してください。